

通達甲総第15号

平成25年3月21日

本部内各部課（所、隊）長
警 察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

茨城県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットの取扱いについて

茨城県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット（以下「シンボルマーク等」という。）については、茨城県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットに関する訓令（平成10年茨城県警察本部訓令第9号。以下「訓令」という。）及び「茨城県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットに関する訓令」の制定について（平成10年10月1日付け通達甲総第38号。以下「旧通達」という。）により取り扱っているところであるが、シンボルマーク等の管理に関する事務が警務部総務課から警務部県民安心センターに移管されることに伴い、旧通達の内容を見直し、平成25年4月1日から下記によることとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成25年3月31日限り、廃止する。

記

1 訓令の趣旨

社会情勢の変化に伴い、警察事象が多様化、複雑化する情勢の中で、警察業務を迅速かつ的確に遂行していくには、県民から理解と協力を得られることが重要であり、警察のイメージをより一層県民に親しまれるものとするものが求められている。

このため、広く県民に親しまれ、信頼される茨城県警察のイメージを具現化したシンボルマークとシンボルマスコットを制定しているもの。

2 シンボルマーク及びシンボルマスコットの主旨

(1) シンボルマーク

シンボルマークは、「IBARAKI POLICE」の頭文字「IP」をデザイン化したもので、「IP」は敬礼する警察官を表し、未来に向けて力強く、躍進する茨城県警察を表現しているものである。

(2) シンボルマスコット

シンボルマスコットは、茨城県の鳥である「ひばり」をモチーフとし、県民に対して敬礼する姿を表現したもので、県民に信頼される力強い警察官をイメージし、広く県民に親しまれるマスコットとした。

3 シンボルマーク及びシンボルマスコットの規格

シンボルマーク及びシンボルマスコットの規格は、別に定める「マニュアル」のとおりとする。

4 シンボルマーク及びシンボルマスコットの使用

シンボルマーク及びシンボルマスコットは、「マニュアル」に定める使用基準に基づき、警察が主催する行事等において各種広報媒体に表示するなどして使用すること。

具体的には、次のようなものへの使用が考えられる。

なお、装備資機材に使用するときには、事前に警務部会計課長の承認を受けること。

- (1) 広報資料 ポスター、パンフレット、各種広報紙等
- (2) 各種事務用品 名刺、封筒、けい紙、鉛筆、ボールペン、下敷き等
- (3) 印刷物 ステッカー、ポケットティッシュ、うちわ等
- (4) 看板類 垂れ幕、立て看板、横断幕等
- (5) 記念品 ネクタイピン、バッジ等

5 使用上の留意事項

- (1) 使用に当たっては、茨城県警察の品位を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 特定の団体や個人の宣伝、その他不当な目的で利用されないようにすること。
- (3) 職権を行使するための文書等には使用しないこと。

6 仕様変更等の承認

「マニュアル」に定める規格及び使用基準を変更しようとするときは、事前にシンボルマーク等仕様変更申請書（別記様式）により、警務部県民安心センター長を経由して警務部長の承認を得ること。

別記様式

発第 号
平成 年 月 日

警 務 部 長 殿

(所 属 長) 印

シンボルマーク等仕様変更申請書

種 別	シンボルマーク ・ シンボルマスコット
変 更 事 項	
変 更 理 由	
使 用 内 容	
使 用 期 間	
担 当 者	
備 考	